

令和3(2021)年11月24日

設立総会決定

第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を奈良県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村の選定に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に關係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

- 第6条 準備委員会の会長は、奈良県知事をもって充てる。
- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
 - 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
 - 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
 - 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
 - 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

- 第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮詢に応じ助言を行う。
 - 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
 - 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。
 - 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会の開催の基本方針に関すること
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること
- (6) 特別委員会の設置に関すること
- (7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議

し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前 2 項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に
諮り、会長が別に定める。

4 第 8 条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第 14 条 特別委員会は、第 2 条に規定する目的を達成するため、特定の事項につ
いて調査し、審議を行う。

第 4 章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 15 条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するい
とまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、
これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、
承認を求めなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 16 条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 財務

(経費)

第 17 条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 18 条 準備委員会の收支予算は、総会の議決により定め、收支決算は、監事の
監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 準備委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日まで
とする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

この会則は、準備委員会設立の日（令和3年11月24日）から施行する。